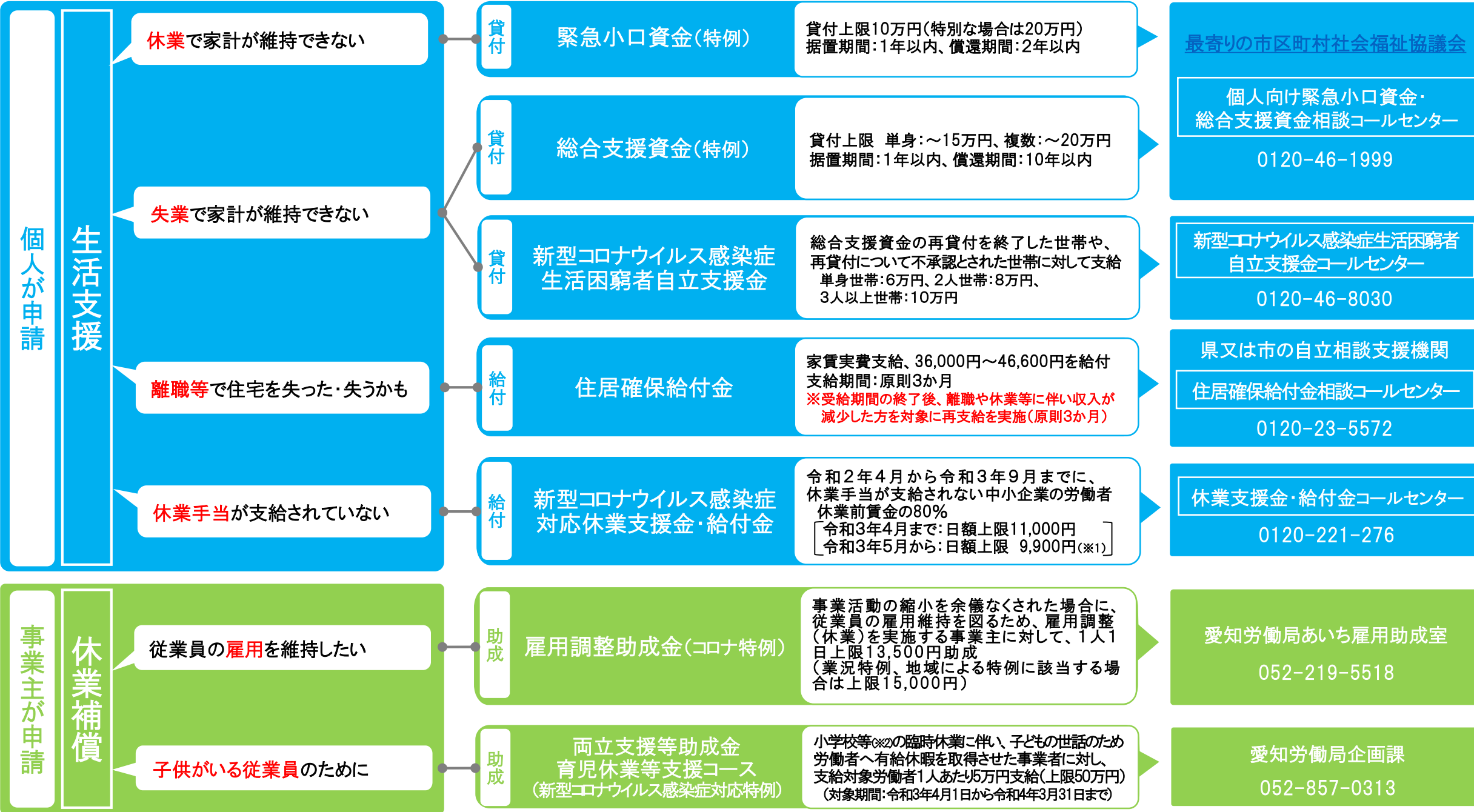


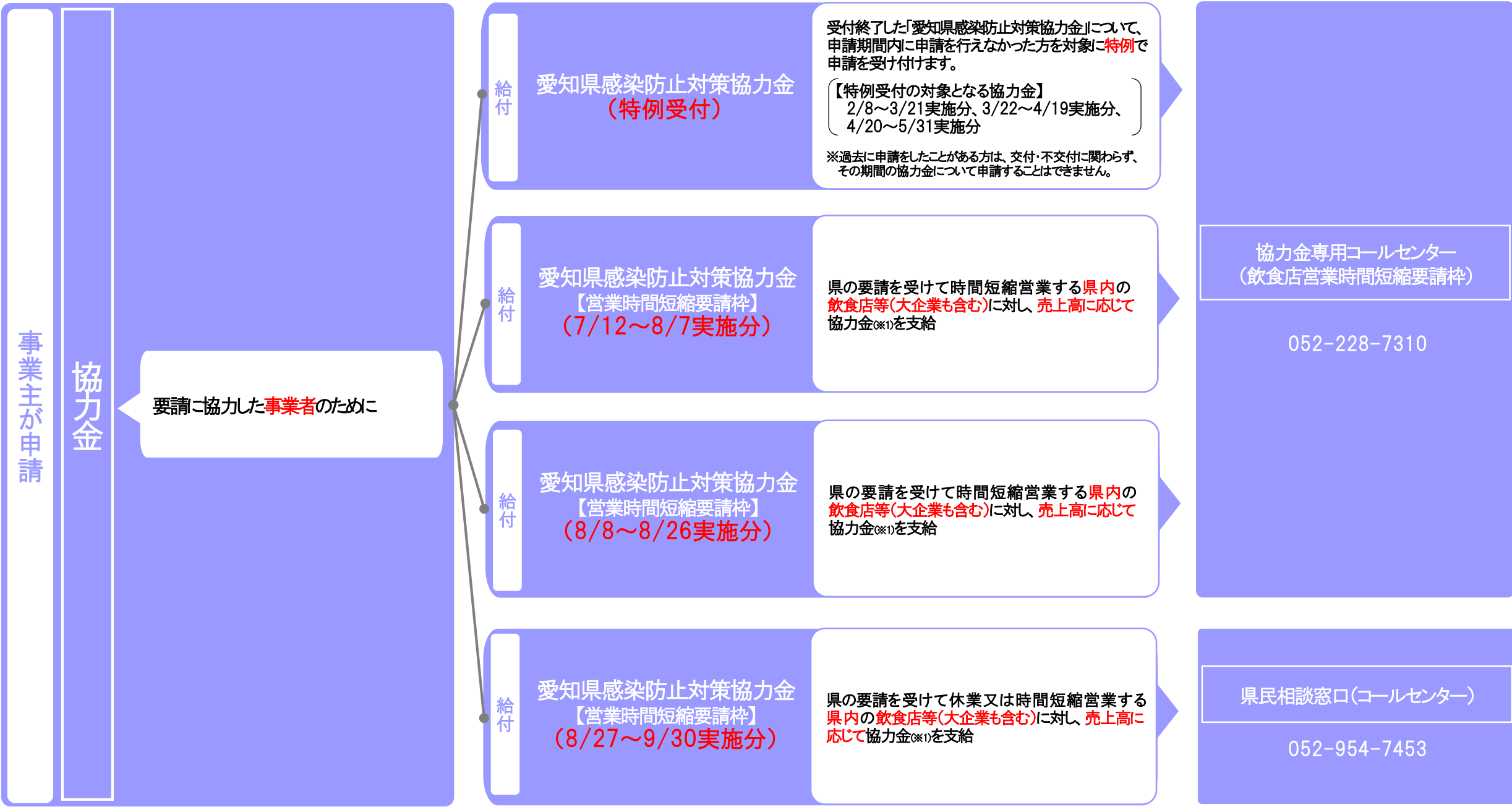
# 新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ(2021年9月10日時点)



(※1)緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設(飲食店等)の労働者については、令和3年5月1日~令和3年9月30日の期間において上限11,000円

(※2)「小学校等」とは(厚生労働省HPより抜粋)  
①小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部) ②放課後児童クラブ、放課後等デイサービス  
③幼稚園、保育所、認定こども園、許可外保育施設、家庭的保育事業等、こどもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

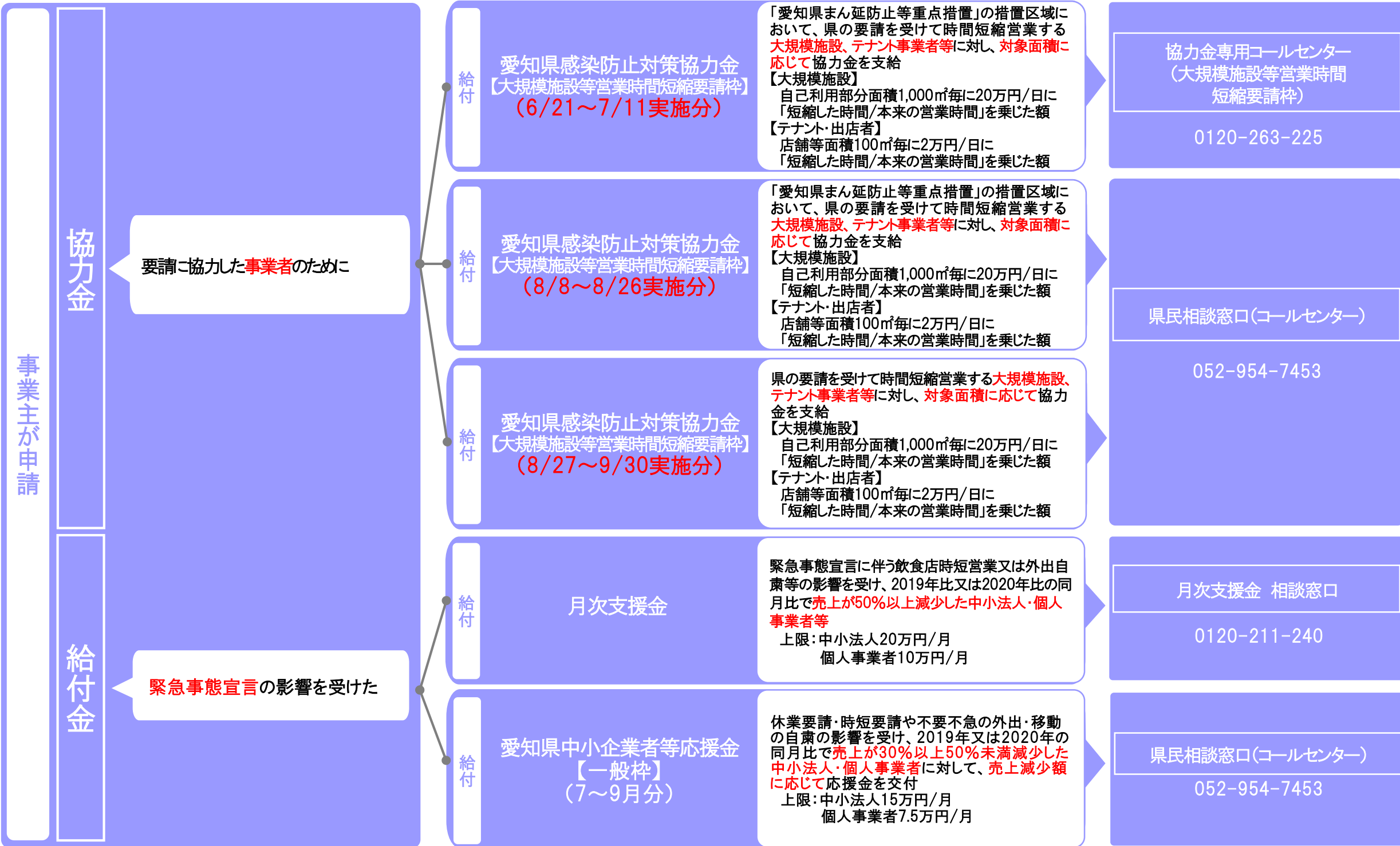
# 新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ(2021年9月10日時点)



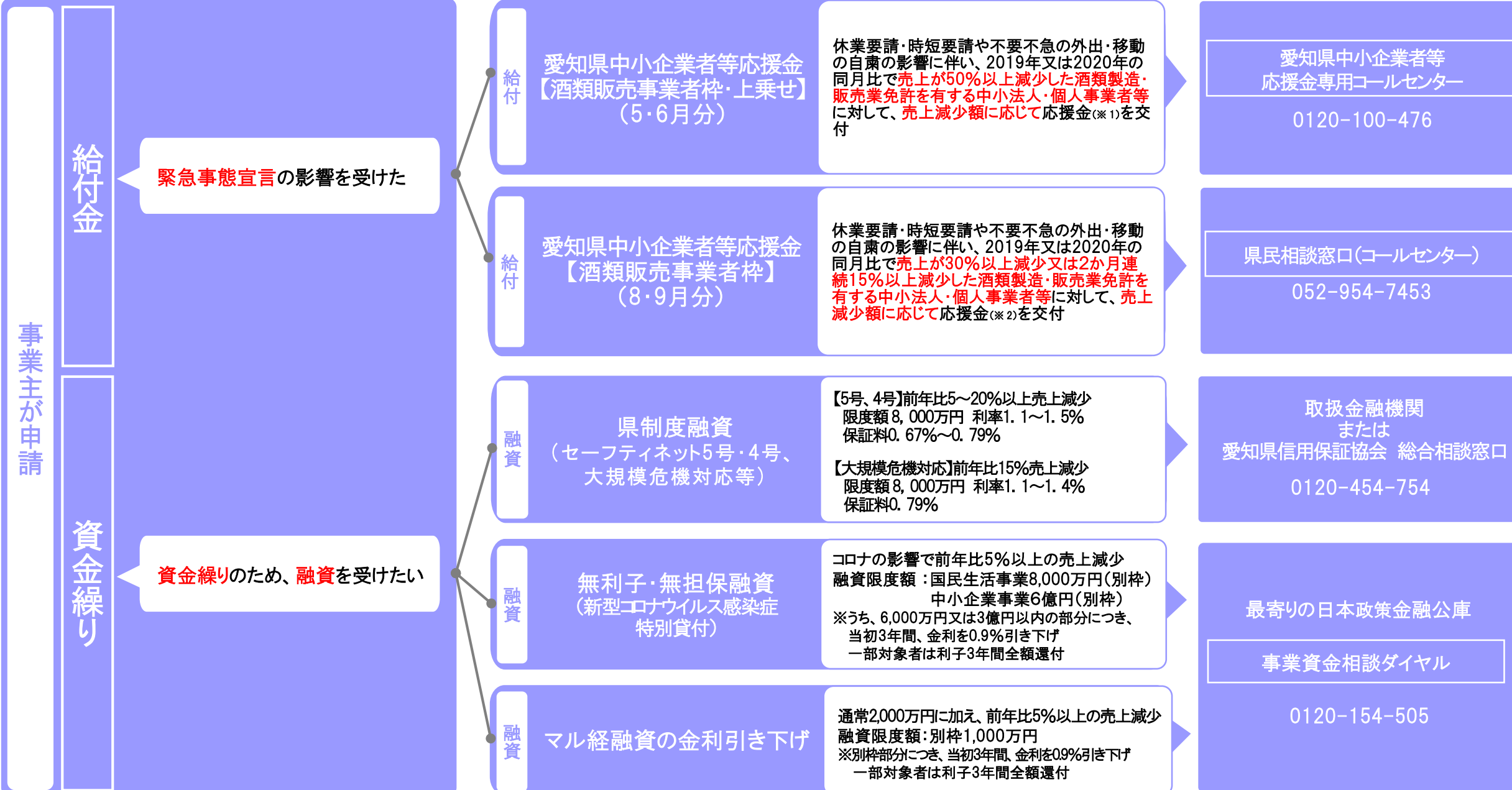
(※1) ○ 7/12~8/7 愛知県全域 :【中小企業】1店舗・1日あたり 2.5万円~7.5万円、【大企業】1店舗・1日あたり 売上高減少額の4割(最大20万円)  
 ○ 8/8~8/26 措置区域 :【中小企業】1店舗・1日あたり 3万円~10万円、【大企業】1店舗・1日あたり 売上高減少額の4割(最大20万円)  
 措置区域以外:【中小企業】1店舗・1日あたり 2.5万円~7.5万円、【大企業】1店舗・1日あたり 売上高減少額の4割(最大20万円)  
 ○ 8/27~9/30 愛知県全域 :【中小企業】1店舗・1日あたり 4万円~10万円、【大企業】1店舗・1日あたり 売上高減少額の4割(最大20万円)

中小企業は大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可能

# 新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ(2021年9月10日時点)



# 新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ(2021年9月10日時点)



(※1) ○ 2019年又は2020年の5月(又は6月)と比較した2021年同月の売上減少割合が50%以上~70%未満  
○ 2019年又は2020年の5月(又は6月)と比較した2021年同月の売上減少割合が70%以上

(※2) ○ 2019年又は2020年の8月(又は9月)と比較した2021年同月の売上減少割合が70%以上90%未満  
○ 2019年又は2020年の8月(又は9月)と比較した2021年同月の売上減少割合が90%以上  
○ その他

【中小法人】 上限20万円/月、【個人事業者】 上限10万円/月  
【中小法人】 上限40万円/月、【個人事業者】 上限20万円/月

【中小法人】 上限40万円/月、【個人事業者】 上限20万円/月  
【中小法人】 上限60万円/月、【個人事業者】 上限30万円/月  
【中小法人】 上限20万円/月、【個人事業者】 上限10万円/月